



企画調整課からのお知らせ

問 企画調整課 ☎ 476-1111 (企画政策係 222 商工観光係 221)

◆危険廃屋解体撤去補助事業について(平成 26 年 3 月 31 日までの期間限定)【企画政策係】

町民の安全・安心な住環境及び景観の向上を図るため、危険廃屋の解体・撤去に係る経費の一部を補助します。

【補助の要件】

- 解体撤去費用が30万円以上になる工事
- 屋根・柱などの主要構造物が朽ちるなどにより、使用することが不能である建物
- 他の公共事業などの補償対象となっていないこと
- 町内の解体撤去業者を利用すること
- 町税などに滞納がないこと

【補助金額】・補助対象経費の3分の1で上限は30万円

【補助対象経費】・住宅、住宅に付随する倉庫及び車庫、店舗併用住宅の解体撤去費用

【補助対象とならない経費】・家財道具、機械、地下埋設物などの処分費用

【補助金の交付手続き】

補助金の交付を受けようとする方は、工事着手前に事前審査申請書に関係書類を添えて、役場企画調整課に提出することになっています。

※補助金の交付手続きなどの詳しい内容につきましては、問い合わせ先までご連絡ください。

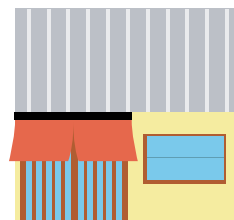
◆空き店舗対策補助事業について(平成 28 年 3 月 31 日までの期間限定)【商工観光係】

町内の商業活性化を図るため、空き店舗を利用して事業を始めようとする事業者などに対し、開業に係る経費(店舗改修費など)の一部を助成します。なお空き店舗とは、商業活動が3か月以上利用されていない店舗(商業または事務所の用に供していたもの)のことをいいます。

【補助対象者】○個人又は法人(中小企業)、その他の団体

【補助の要件】

- 小売店、飲食店、サービス業(風営法に規定するものを除く。)  
(飲食店、サービス業の一部で、対象にならない業種があります。)
- 店舗の入口が道路、または歩道に接していて、かつ、店舗の1階で行う事業
- 概ね午前10時から午後6時まで営業し、かつ、直接客が店舗に来ること
- コミュニティ施設(展示場、休憩所などで特に活性化に寄与するもののうち、商工会、その他任意の団体が行うものに限る。)
- 次のいずれにも該当しないこと
  - ・町内の店舗から他の店舗に移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗とした事業者
  - ・町税などの滞納をしている事業者
  - ・その他町長が不相当と認める事業を行おうとする事業者



【補助対象経費】

- ①店舗の改修に要する費用で、改修費の総額が1件20万円以上であること
- ②店舗の賃借料

【補助金額】

- ①店舗改修費用 ・補助金の上限は50万円
- ②店舗賃借料 ・月額賃借料の2分の1で、1店舗につき1年を限度。上限は30万円

【補助金の交付手続き】

補助金の交付を受けようとする方は、事前に相談のうえ申請書に関係書類を添えて、役場企画調整課に提出することになっています。



疲れた体を森林浴で  
リフレッシュじゃ!



GWは、益丸プールで  
カヌー教室があるよ!

